2　法第二十三条第一項第二号又は第三号に該当する行為をしようとするため同項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を津波防護施設管理者に提出しなければならない。
一　行為の目的
二　行為の内容
三　行為の期間
四　行為の場所
五　行為の方法
（津波防護施設区域における行為の制限に係る指定の公示）
第十三条　令第五条第二項（令第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定の公示は、都道府県又は市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
（占用料の基準）
第十四条　法第二十六条に規定する占用料は、近傍類地の地代等を考慮して定めるものとする。
（保管した他の施設等一覧簿の様式）
第十五条　令第八条第二項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第六とする。
（競争入札における掲示事項等）
第十六条　令第十一条第一項及び第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
二　当該競争入札の執行の日時及び場所
三　契約条項の概要
四　その他津波防護施設管理者が必要と認める事項
（他の施設等の返還に係る受領書の様式）
第十七条　令第十二条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第七とする。
（津波防護施設の技術上の基準）
第十八条　盛土構造物に関する法第二十九条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
一　型式、天端高、法勾配及び法線は、盛土構造物の背後地の状況等を考慮して、津波浸水想定（法第八条第一項に規定する津波浸水想定をいう。以下同じ。）を設定する際に想定した津波の作用に対して、津波による海水の浸入を防止する機能が確保されるよう定めるものとする。
二　津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全な構造とするものとする。
三　天端高は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に盛土構造物への衝突による津波の水位の上昇等を考慮して必要と認められる値を加えた値以上とするものとする。
四　盛土構造物の近傍の土地の利用状況により必要がある場合においては、樋門、樋管、陸閘その他排水又は通行のための設備を設けるものとする。
五　津波の作用から盛土構造物を保護するため必要がある場合においては、盛土構造物の表面に護岸を設けるものとする。
2　胸壁に関する法第二十九条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
一　型式、天端高及び法線は、胸壁の背後地の状況等を考慮して、津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して、津波による海水の浸入を防止する機能が確保されるよう定めるものとする。
二　津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全な構造とするものとする。
三　天端高は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に胸壁への衝突による津波の水位の上昇等を考慮して必要と認められる値を加えた値以上とするものとする。
3　閘門に関する法第二十九条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
一　型式、閘門のゲートの閉鎖時における上端の高さ及び位置は、閘門の背後地の状況等を考慮して、津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して、津波による海水の浸入を防止する機能が確保されるよう定めるものとする。
二　津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全な構造とするものとする。
三　閘門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、津波浸水想定に定める水深に係る水位に閘門への衝突による津波の水位の上昇等を考慮して必要と認められる値を加えた値以上とするものとする。
（他の工作物の管理者による津波防護施設の管理の公示）
第十九条　法第三十条第二項の公示は、次に掲げる事項について、都道府県又は市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
一　津波防護施設の位置及び種類
二　管理を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）
三　管理の内容
四　管理の期間
2　前項第一号の津波防護施設の位置は、第八条各号に掲げるところにより明示するものとする。
（津波防護施設台帳）
第二十条　津波防護施設台帳は、帳簿及び図面をもって組成するものとする。
2　帳簿及び図面は、一の津波防護施設ごとに調製するものとする。
3　帳簿には、津波防護施設につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記様式第八とする。
一　津波防護施設管理者の名称
二　津波防護施設の位置、種類、構造及び数量
三　津波防護施設区域が指定された年月日
四　津波防護施設区域
五　津波防護施設区域の面積
六　津波防護施設区域の概況
4　図面は、津波防護施設につき、平面図、横断図及び構造図とし、必要がある場合は縦断図を添付し、次の各号により調製するものとする。
一　尺度は、メートルを単位とすること。
二　高さは、東京湾中等潮位を基準とし、小数点以下二位まで示すこと。
三　平面図については、
イ　縮尺は、原則として二千分の一とすること。
ロ　原則として二メートルごとに等高線を記入すること。
ハ　津波防護施設の位置及び種類を記号又は色別をもって表示すること。
ニ　津波防護施設区域は、黄色をもって表示すること。
ホ　イからニまでのほか、少なくとも次に掲げる事項を記載すること。
(イ)　津波防護施設区域の境界線
(ロ)　市町村名、大字名、字名及びその境界線
(ハ)　地形
(ニ)　法第二十三条第一項第一号に規定する他の施設等のうち主要なもの
(ホ)　方位
(ヘ)　縮尺
(ト)　調製年月日